

大鰐町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 大鰐町は、あおもり創生総合戦略及びまち・ひと・しごと創生大鰐町総合戦略に基づき、大鰐町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）から大鰐町に移住した者が、マッチング支援事業又は起業支援事業（青森県起業支援事業実施要領第2で定める事業をいう。）等と連携し、東京圏から移住して就業又は起業しようとする者が定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、青森県移住支援事業費補助金交付要綱及び他の法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯での移住による申請の場合にあっては100万円、単身での移住による申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき、最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、2人以上の世帯での移住による申請をする場合にあっては第5号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は

東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

- ③ ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に大鰐町に転入したこと。
② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
③ 大鰐町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第178号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、町長が認める場合を除く。
④ その他青森県又は大鰐町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
(イ) 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載

している法人等に就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

令和8年4月1日以降に大鰐町に転入し、次に掲げる支給対象者要件のいずれかに該当し、かつ、大鰐町内の農林水産業または家業等に就業、もしくは、自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、移住後も継続の意向がある者であること。

(ア) 大鰐町に居住経験のある者

(イ) 大鰐町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

(5) 起業に関する要件

青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(2人以上の世帯での移住による支援金を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転

入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、大鰐町移住支援金交付申請書(様式1)、移住先における就業先(テレワークの場合は所属先等)の就業証明書(様式2)及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

(ア) 移住前の在住期間及び在住地が分かる住民票

(イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類

(2) 起業に関する書類

(ア) 起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類

(ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることが分かる住民票

(4) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにあおもり移住支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(状況報告及び立入調査)

第7条 町長は、交付決定した日から5年を経過するまでの間、1年に1回以上、移住支援金の交付を受けた者に対し、就業・居住状況報告書(様式4)の提出を求めることができる。また、必要があると認めるときは、立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内の他市町村への転出については返還を求めないものとするが、青森県内の他市町村

へ転出し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した大鰯町から県外に転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した大鰯町から県外に転出した場合

(返還免除)

第9条 移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式5）及び返還免除理由を証する書類により大鰯町に返還の免除を申請できるものとする。

(免除の可否についての協議)

第10条 町長は、前条の申請を受理したときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書（様式6）により青森県へ協議するものとする。

(免除決定等の通知)

第11条 町長は、前条による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式7）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式8）により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第12条 大鰯町は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に通知するものとする。

2 県内の他市町村から移住支援金の交付を受けた者が大鰯町に転入し、その後青森県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知するものとする。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と大鰯町が協議して定める。

附 則(令和元年大鰯町告示第43号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年大鰐町告示第34号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、この要綱による改正前の大鰐町移住支援金交付要綱(令和元年大鰐町告示第43号)第3条第1号(ア)の規定によるものとする。

附 則(令和2年大鰐町告示第148号)

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則(令和4年大鰐町告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年大鰐町告示第110号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和7年大鰐町告示第86号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに転入した者については、改正後の第3条第3号(イ)の規定は、適用しない。

附 則(令和7年大鰐町告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和8年大鰐町告示第79号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。